

定 款

令和 4 年 6 月 24 日 改定

横浜丸魚株式会社

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は横浜丸魚株式会社と称し、英文ではYokohama Maruuo Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の業務を行うことを目的とする。

1. 水産物およびその加工品の購入、販売および販売の受託
2. 水産物の加工製造ならびに貿易
3. 冷蔵庫の経営
4. 不動産の所有および賃貸
5. 前各項に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を横浜市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、29,298千株とする。

2. 当会社の単元株式数は100株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式の売渡請求)

第7条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第8条 当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。

(基準日)

第10条 当会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ隨時招集する。

(招集者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権行使することができる。

- 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第16条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第17条 取締役は株主総会の決議によって選任する。

- 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の解任方法)

第18条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会の設置)

第20条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(役付取締役および代表取締役)

第25条 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

2. 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(相談役および顧問)

第27条 当会社は、取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第29条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第31条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 植欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集者および議長)

第33条 監査役会は、あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監査役が招集することを妨げない。

2. 監査役会の議長は、前項の招集者がこれに当たる。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第40条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定期株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第44条 当会社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第45条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主
または登録株式質権者に対し行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第46条 当会社の剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない
ときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第13条（株主総会参考書類インターネット開示）の削除及び定款第13条（電子提供
措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株
主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提
供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3
か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。